

光栄保育園 入園のしおり

(重要事項説明書)

(1) 運営主体

名 称	社会福祉法人 和順福祉会
所 在 地	鹿児島県南九州市穎娃町別府 3684 番地 3
電話番号	0993-38-1904
代表者氏名	理事長 佐藤隆文

(2) 施設の概要

種 別	保育所						
名 称	光栄保育園						
所 在 地	鹿児島県南九州市穎娃町別府 3684 番地 3						
連 絡 先	Tel 0993-38-1904 Fax 0993-26-4949						
施設長氏名	佐藤隆文						
開設年月日	昭和 61 年 6 月 10 日						
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	2名	3名	3名	4名	4名	4名	20名
当園の目的及び運営方針並びに基本理念	<p>・当園は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、適正な保育の提供を行うことにより、児童の健やかな成長を図ることを目的とします。</p> <p>・当園は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)及び子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)その他関係法令を遵守して運営します。</p> <p>・当園は、入所する子どもの最善の利益を考慮し、子どもの状況や発達過程を踏まえ、養護および教育を一体的に行います。</p> <p>・当園は、子どもの生活リズムを大切に、健康・安全で情緒の安定した生活ができる環境、自発的・意欲的に関わられるような環境を整えます。</p> <p>・当園は、子どもの発達について理解し、個人差に十分配慮しながら一人ひとりの発達過程に応じて保育します。</p> <p>・当園は、豊かな宗教的情操教育の中で心身の調和的発達を図り、一人ひとりの乳幼児が幸せな生活のできるいしづえを築きます。</p>						

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	2983㎡	園庭	1000㎡
園舎	構造	鉄筋1階・地階	延べ	513.16㎡

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児・ほふく室	1	37.45㎡
保育室・遊戯室	3	147.95㎡
調理室	1	27.58㎡
医務室	1	15.46㎡
事務室	1	56.8㎡
ひかり児童クラブ	1	40.41㎡

(5) 職員体制

職種	勤務形態	配置人数	職務内容
園長	常勤専従	1名	職員及び業務の管理、職員の指導監督等
主任保育士	常勤専従	1名	保育士の統括、地域子育て支援等
保育士	常勤専従 非常勤専従	最低基準上 の職員定数	保育の提供、保護者への連絡等
調理員	常勤専従 非常勤専従	最低基準上 の職員定数	献立作成、栄養事務管理、給食材料の購入・受払に関する事項、調理の実施
その他の職員	常勤専従	2名	園長の命ずる事項(事務、保育補佐、調理補佐)

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【2号・3号認定こども】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで
保育時間	保育標準時間 午前7時～午後6時 保育短時間 午前9時～午後5時
延長保育	保育標準時間 午後6時～午後7時 保育短時間 午前7時～午前9時 午後5時～午後7時
開所時間	午前7時～午後7時
休業日	日曜日・祝日 年末年始(12月29日～1月3日) 年度末

(7) 利用料等

月額保育料	子どもが居住する市町村が定める利用料
副食費(おやつ込)	4500 円(市町村が決定した徴収対象者)
延長保育料	◎保育標準時間 午後6時～午後7時まで 50 円 ◎保育短時間 午前7時～午前9時まで 15分ごとに 50 円 午後5時～午後7時まで 15分ごとに 50 円
一時預かり料	1日あたり2,000 円(給食・おやつ含む) 半日あたり1,000 円 ただし給食を利用すると半日でも2,000 円

(8) 提供する特定教育・保育の内容

- ・当園は、保育所保育指針(平成20年3月28日厚生労働省告示141号)に基づき、子ども一人ひとりの心身の状況に応じて、教育・保育その他便宜の提供を行います。
- ・当園は上記の提供に加え以下に掲げる事業を実施します。
- (1)延長保育事業
 - (2)一時預かり事業(本園に入園前のならし保育)

(9) 年間行事予定

月	行事内容
4月	進級式、保護者会総会、内科健診
5月	こいのぼりパーティー、運動会、芋の苗植え
6月	歯科検診・歯みがき指導教室、お楽しみ遠足、陶芸教室
7月	プール開き、サマーキャンプ、石垣六月灯
8月	サマーパーティー、えいのごっそい祭り、プール納め
9月	別府小学校運動会・別府区民大運動会(5歳児参加)
10月	親子遠足
11月	颯娃祭展示発表、職場訪問、芋ほり
12月	お遊戯会、やきいも大会、こども忘年会
1月	凧あげ大会、もちつき大会、
2月	わくわくカーニバル、親子陶芸教室(5歳児)
3月	ひなまつりパーティー、お別れ遠足、お別れパーティー、卒園式、修了式
毎月	合同礼拝、本堂参拝、消火避難訓練、誕生会 食育の日(クッキング、野菜づくりなど)、移動図書館貸出

(10)利用の開始及び終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

利用者の決定	市が行う利用調整による
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> ・2号、3号認定こどもに該当しなくなったとき(卒園を含む) ・保護者から退園の申し出があったとき ・利用継続が不可能であると市が認めたととき ・その他、利用継続の重大な支障または困難が生じたとき
利用にあたっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・登園は8時45分までをお願いします。8時45分を過ぎる場合は、必ず園にご連絡ください。欠席の場合も同様です。 ・原則として、保育時間内でのお迎えをお願いします。緊急の場合でお迎えが遅れたり、延長保育を利用される場合は18時までにご連絡ください。 ・園児だけでの登園・降園は危険が伴いますので、必ず保護者の方が同伴してください。 ・すべての持ち物にはっきりと名前を書いて下さい。 ・手拭用タオルを中央にひもで輪を付けて、毎日持たせてください。ちゅうりっぷ組はお口拭きタオルもお願いします。 ・お昼寝時に冬は毛布、夏はタオルケット・バスタオルを使用します。週末に持って帰りますのでお洗濯をしてください。 ・歯ブラシ、コップ、箱ティッシュに名前を書いて持たせてください。ひまわり組は毎日タオル・歯ブラシ・コップを、ちゅうりっぷ組はタオル・お口拭きを持って帰ります。 ・履物は活動しやすいものをご準備ください。 ・昼食は完全給食です。3歳以上児は自分のお箸を使いますので、名前を書いて持たせてください。 ・必要な連絡事項は全て園だより、給食献立予定表でお知らせします。 ・毎朝、お子さんの体温を測り、体調も含めて健康チェック票に記入してください。 ・集団生活ですので、感染症が他のお子さんに及ぼす影響を考慮して頂き、早めに医療機関を受診して休ませてください。回復後は感染の恐れのないことを記した「保育園登園許可証」を提出して登園してください。 ・投薬の必要なお子さんは、できるだけご家庭で投薬してください。どうしても保育園での投薬を希望される方は、1回分だけのお薬と「投薬依頼書」を提出してください。

(11)嘱託医

医療機関	青木医院
医院長名	青木伸一
所在地	鹿児島県南九州市穎娃町別府 317
電話番号	0993-38-0009

(12) 嘱託歯科医

医療機関	うえむら歯科医院
医院長名	上村典久
所在地	鹿児島県南九州市穎娃町別府 629-1
電話番号	0993-38-1157

(13) 緊急時における対応方法

当園は、保育の提供を行っている時に、利用子どもに病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡するとともに、嘱託医または利用子どもの主治医に連絡する等、必要な措置を講じます。

(14) 非常災害対策

防火管理者	佐藤隆文
消防計画届出年月日	平成 12 年 11 月 27 日
避難訓練	・避難及び消火を想定した訓練を月 1 回実施します。 ・火災以外の災害(地震、台風、水害、津波)を想定した訓練を行います。 ・年 2 回消防署の指導をうけます。
防災設備	・消火器、誘導灯、火災報知器を備えています。
避難場所	・えい秀峰園 別府 2796-1 Tel 38-0167
緊急時の連絡手段	・自治会放送

(15) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	佐藤泰子	南九州市穎娃町別府2763	Tel 38-0006
相談・苦情解決責任者	佐藤隆文	南九州市穎娃町別府2763	Tel 38-0006
第三者委員	山本森満	南九州市穎娃町別府2897	Tel 38-0519
第三者委員	安西友治	南九州市穎娃町別府2778	Tel 38-0978

【要望・苦情等への対応方法】

・当園は、提供した保育に関する子どもまたは保護者、その他の子どもの家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じます。
・当園は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録します。
・当園は、その行った援助に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

(16)賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	保育園賠償責任保険他(行事ごとに別途加入)
保険の内容	(契約者)保育園 (被保険者)園児 (受取人)保護者
保険の金額	2,000 万円

(17)個人情報の取り扱い

・当園の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしません。

・当園は、職員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

・当園は、小学校、他の教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該子どもの保護者の同意を得ておくものとします。

(18)虐待の防止のための措置に関する事項

・当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

(1)人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制を整備します。

(2)職員による利用子どもに対する児童福祉法第33条の10号に掲げる行為その他子どもの心身に有害な影響を与える行為を禁止します。

(3)虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修を実施します。

(4)その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

・当園は、保育の提供中に、当園の職員又は養育者(保護者等利用子どもを現に養育する者)による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告します。

(19)安全対策と事故防止

・当園は安全かつ適切に、質の高い保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備します。

・事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施します。

・当園は、アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき適切な対応に努めます。

・当園は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じます。

・事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故については、市町村の所轄課にも報告します。

(20)健康管理・衛生管理

- ・当園では、子どもに対して利用開始時の健康診断及び少なくとも年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施します。
- ・当園は感染症または食中毒が発生し、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」の手引きに則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努めます。

(21)その他

- ・当園は、保育の提供にあたり、子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めるものとします。
- ・当園は、保育の提供の終了に際し、小学校、特定教育・保育施設その他関係機関との密接な連携に努めます。
- ・当園は、常に子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他援助を行います。
- ・当園は、子どもの国籍、信条、社会的身分又は保育の提供に要する費用を負担するかどうかによって、差別的扱いはしません。
- ・当園は、園の運営にあたり、地域の住民や機関等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めます。
- ・当園は、自らその提供する保育の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- ・当園は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備します。また、子どもの保育に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

学校保険安全法施行規則第18条における感染症の種類について

(最終改正：平成24年文部科学省令第11号)

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る）
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他感染症
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、及び新感染症は、第一種の感染症とみなす

《おもな感染症および登園のめやす》

病名	潜伏期間	感染期間	主な症状	登園のめやす
1 インフルエンザ	1～4日	感染後約10日	発熱、疲労感、咳、頭痛、のどの痛み、鼻水、筋肉痛など	発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで
2 水痘 (水ぼうそう)	2～3週間	発疹が出現する1～2日前から発疹がかさぶたになるまで	熱がでることもでないこともあるが、かゆみが強く、赤い丘疹→水疱→膿疱→かさぶた	すべての発疹がかさぶたになるまで
3 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	14～24日	発病の数日前から耳下腺のはれがひくまでの7～10日	耳下腺がはれる、発熱、頭痛、食欲不振、耳が痛い	耳下腺のはれがなくなってから
4 麻疹 (はしか)	8～12日	発熱出現1～2日前から発疹出現後の4日間	38～39度の発熱ではじまり、鼻水、咳、目やに。熱が一時下がる頃から口の中の内側に、小さな白い水疱が数個から数十個できる(コブリック斑)	発疹に伴う熱が下がった後、3日経過し元気なとき

5	風疹 (三日ばしか)	2～3週間	発疹出現の前7日から発疹出現後7日間まで	発疹は淡紅色の細かいもので、全身に広がる。経熱，リンパ腺腫大	発疹が消えてから
6	咽頭結膜炎 (プール熱)	2～14日	咽頭から2週間糞便から数週間排泄される	急な高熱(39～40度)，のどのはれ，痛み，リンパ節がはれる，結膜炎，	熱が下がり，咽頭痛，結膜炎がなくなった後2日経過してから
7	ヘルパンギーナ	3～6日		急な高熱(39度前後)，咽頭痛，咽頭に水疱	熱が下がり，食事も十分にできて元気なとき
8	溶連菌感染症	2～7日	潜伏期後半～発症後約7日間	発熱，咽頭痛，扁桃腺炎，莓舌，頸部リンパ節炎，全身に発疹	熱が下がり，有効な抗生物質を2～3日間内服できてから
9	突発性発疹	約10日	発熱中は感染力がある	高熱，3～4日後に全身に発疹	解熱後1日以上経過し全身状態が良いこと
10	手足口病	3～6日		手足口に赤斑→水疱，感冒様症状	熱もなく全身状態がよければ登園可。
11	伝染性紅斑 (りんご病)	4日～14日	かぜ症状発現から顔に発しんが出現するまで	軽いかぜの症状を示した後、顔面赤斑とくに頬部の赤斑性発疹	発症したときはすでに感染力がないので，元気がよければ登園可
12	感染性胃腸炎 (ロタウイルス、ノロウイルス、アデノウイルス等)	ロタウイルスは 1～3日 ノロウイルスは 12～48時間	症状のある時期が主なウイルス排泄期間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔気/嘔吐、下痢(乳幼児は、黄色より白色調であることが多い) 発熱、合併症として、脱水、けいれん、脳症、肝炎	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事ができること
13	ヘルペス性菌内口内炎(単純ヘルペス感染症)	2日～2週間		口内炎症	症状が改善し，元気であれば登園可能
14	とびひ (伝染性膿疹・皮膚化膿症)	2日～10日	水疱消滅まで	主として豆つぶ大の水痘。かゆみ	発疹が乾燥し，ガーゼでおおえるようになってから(直接接触により感染。登園が許可されてもプール，水遊びは治るまで控える)

15	水いぼ (伝染性軟属腫)	14~50日		球状のいぼ	登園が許可されても白 いかゆ状の内容物によ って感染するのでプー ル、水遊びは治るまで 控える
----	-----------------	--------	--	-------	---

「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表

		発症日(0 日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症した後5日を経過した後		
Aくん	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目	出席停止	出席停止	登校可能
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	
Bくん	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目	出席停止	出席停止	登校可能
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	
Cさん	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	出席停止	出席停止	登校可能
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	
Dさん	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	出席停止	登校可能
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	
Eくん	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	

学校保健安全法施行規則の改正により、インフルエンザの出席停止期間の基準が「解熱後2日を経過するまで」から「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで」と変わりました。
 発症した日からかざえると、6日間の出席停止が必要ということになります。その後は、解熱した日によって出席停止日が延期されていきます。
 出席停止の期間中は、家庭で安静に過ごしましょう。